

令和2年度

警報発令時などの学校の対応

岐阜市立長森南中学校

岐阜市では、非常変災時（特別警報や警報が出ている場合）は次のような対応となっています。理解して対応をお願いします。

非常変災時における休業及び登下校について

○登校前に、特別警報や警報（いかなる警報であっても）が発表されている場合

- ①警報が解除されるまで家庭において待機とする。
- ②始業時刻の1時間前（7：15）までに警報が解除された場合は、平常どおり登校とする。
- ③始業時刻の1時間前（7：15）から正午までに警報が解除された場合は、解除後1時間を経てから授業を開始する。
【例】7：30に警報が解除された場合→8：30から授業を開始する。
11：45に警報が解除された場合→12：45から授業を開始する。
- ④正午を過ぎてから警報が解除された場合は、休業とする。
- ⑤午前中のみの土曜日等の教育活動については、始業時刻（8：15）に警報が発令されている場合は、休業とする。

※ただし、②と③の場合においても、道路、橋等の損壊その他で危険な場合、交通機関の停止、自家の被害が著しい場合には登校に及ばない。

○登校後に、特別警報や警報（いかなる警報であっても）が発表された場合

- ①警報が解除されるまでは、原則「学校待機」とする。
- ②その後、気象状況や校区の道路状況等の危険箇所の確認後、安全に帰宅できると判断した場合は、授業を中止し、速やかに下校する（場合によっては、教職員が下校指導をしながら下校することもある）。
- ③帰宅が困難であると判断した場合には、「学校待機」とする。必要に応じて、「生徒の引き渡し」を行う。

原則として、学校配信メールで連絡します。学校配信メールの登録を、ぜひお願いします。